



Title	カリфорニアとヴィクトリアの人種主義：比較史的検討
Author(s)	藤川, 隆男
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1985, 19, p. 47-67
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48001
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

カリフオルニアとヴィクトリアの人種主義

—比較史的検討—

藤川 隆男

はじめに

アジア人の労働力移動の問題は、近年注目を集めている分野の一つである。とりわけ、アジア人がクーリーとして、ヨーロッパ諸国の植民地へ送られ、プランテーションや鉱山における非熟練労働者として搾取される過程には、世界資本主義との関連で、新たな研究の光が当たられるようになってきた。⁽¹⁾ しかしながら、このような動きと並行して、アメリカやオーストラリアへ、自らの意志で移住を開始したアジア人については、本格的な研究はほとんどなされていない状況である。これらの地域に移住したアジア人は、クーリーとして送られたアジア人と比較すれば、数の上では少数であった。しかし、白人の対アジア人観形成に、決定的な影響を及ぼしたという点を考慮すれば、彼らの果たした歴史的な役割は、クーリーとして移住した移民の果たした歴史的役割に比して、決して見劣りするようなものではない。このような観点から、本稿では、オーストラリア及びアメリカにおける中国人移民の問題を

取りあげることにする。

中国人移民の流入や白人による彼らの排斥の問題は、アメリカ及びオーストラリアの歴史家に広く知られている事実である。また、“Chinese Puzzle”と呼ばれた、この人種問題に関する事実では、数多くの地道な研究が積み重ねられてきている。⁽²⁾ したがって、新たに発見された歴史的事実を、従来の研究史に付け加えるという面では、本稿が貢献できる範囲は限られたものでしかない。しかし、本稿は、ゴールドラッシュ期（一八五〇年代）における、カリфорニア州とオーストラリアのヴィクトリア植民地を、比較史的に検討するという手段を用いることによって、従来の研究者と違った角度からこの問題を把え直し、分析しようとしたものであり、そういう意味では、研究史に何らかの貢献ができるものと確信する。

人種主義者、W・レーンの発言を引用することによって、オーストラリアが人種主義的である、と主張するのは容易であろう。⁽³⁾ 同様な手法によって、初期のアメリカが中国人に対して好意的であつた、と主張することも可能であろう。⁽⁴⁾ しかし、あらゆる社会に人種主義者は存在するのであり、人種主義的な社会にも、人種主義に反対する人物はかなならず存在している。重要なことは、一つの社会の人種主義的傾向の強さ・程度を確認することである。そのためには、何らかの基準に照らし合わせて、多くの面から、その社会の人種主義的傾向を調べる必要がある。本稿では、ヴィクトリアとカリフォルニアの社会を、様々な面から比較することによって、従来の研究が十分解明することのできなかつた、この点を明らかにしていきたい。

ヴィクトリアは、本国からは、クリッパーによる約三ヶ月間の航海によってようやく到達できる、イギリス帝国のまさしく辺境に位置していた。同様にカリフォルニアも、当時のアメリカ合衆国の中核部である北東部からは、

三ヶ月以上の航海が必要な、合衆国の辺境に位置していたのである。⁽⁵⁾ アングロ＝サクソン文明の東西の辺境に位置するこの二つの地域は、ゴールドラッシュを契機に、ほぼ時を同じくして中国人の流入を経験し、この地域の白人は、歴史上初めて、中国人と本格的な人種関係を形成することになった。一八五〇年代には、カリフォルニアとヴィクトリアは、同じ程度の人口規模を有しており、ゴールドラッシュによって急速に発展したという社会状況も類似していた。このように文化的・社会的・地理的に類似した二つの地域における、中国人に対する初期的な対応の相違を、比較史的な観点から分析することによって、中国人に対する人種主義の発生の原因や、イギリス的対応とアメリカ的対応の相違に光をあててみたい。

一 中国人の流入

ヴィクトリアとカリフォルニアの中国人への対応の検討に入る前に、この章では、中国人がこの時期に、両地域に大規模に流入し始めた原因について考察しておきたい。

ゴールドラッシュが始まる以前、オーストラリアへ航海する船は、移民や大量の商品を積んで本国を出発し、帰路には、羊・鯨の脂肪や羊毛、南オーストラリアで産出される銅鉱石などを積み込んだ。しかし、一八五一年に始まつたゴールドラッシュによつて、このような荷動きのバランスは、完全に崩壊することになったのである。金を求めて殺到した五〇万人を超す移民と、彼らが携行した品物によつて、流入する移民と商品の量は急激に増大した。一方、多数の鉱夫が金鉱へ移動した結果、南オーストラリアの多くの銅山は閉山し、また、増大した人口が多量の羊肉を消費したために、羊を獸脂にしてヨーロッパへ輸出するような牧羊業者は、ほとんど存在しなくなつた。か

くして、巨大な輸送船団が本国へ運ぶべき貨物は、逆に急速に減少したのである。北大西洋の港から、移民と商品が太平洋の金鉱の港へ大量に流入し、逆の方向に向かう乗客と貨物の流れが存在しなかつたことは、船主や船長にとつては重大な問題であった。

最初にこの問題に直面したのは、一八四八年にゴールドラッシュが始まったカリフォルニアの港町、サンフランシスコであった。統いて、一八五一年以後、ヴィクトリアの港町メルボルンも、同じ問題に直面することになったのである。

復路の積荷の不足という問題は、太平洋を横断して中国へ行くことで、部分的に解決された。サンフランシスコやメルボルンで陸揚げした船は、中国の茶の積み出し港を目指して、太平洋を横断し、そこで茶を積み北大西洋へと出帆した。しかし、茶の積荷を十分に得られなかつた船や、茶貿易に適さない船は、茶に替わるもう一つの積荷、広東人乗客をかき集め、カリフォルニアやヴィクトリアへ向かつたのである。⁽⁷⁾ かくして、カリフォルニアには、一八五一年から五二年に、二万六〇〇〇人の中国人が上陸し、ヴィクトリアには、一八五四年から五五年に、一万八〇〇〇人の中国人が上陸した。⁽⁸⁾

中国人移民の急激な増加の原因としては、プル要因として、カリフォルニアやオーストラリアにおける、豊かな金鉱の存在や労働力不足が指摘できよう。また、プッシュ要因として、内戦・貧困・食料危機などが指摘できるだろう。⁽⁹⁾ しかし、もし一八五〇年代に、前述のような復路の貨物の不足がなく、多数の船が収益性のある貨物を求めて、香港や広東に来なかつたとすれば、このような大規模な移民は起こらなかつたに相違ない。

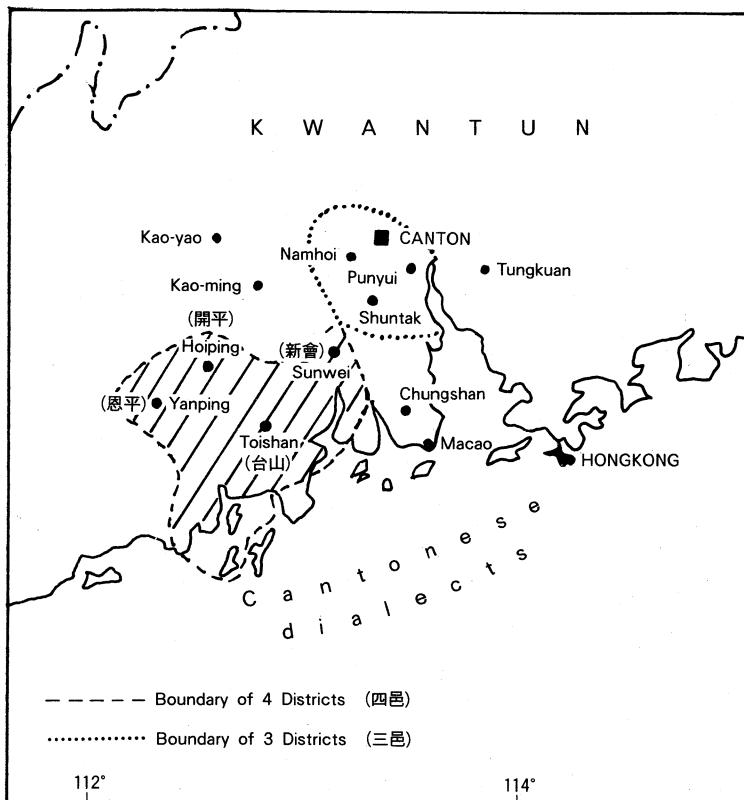
中国人移民の出身地は、茶貿易のために多数の他国船が来た地域、すなわち広東省に集中していたが、驚くべき

ここには、その広東省の中でも特定の狭い地域が、大部分の移民の出身地であった。例えば、一八六〇年代に、カリiforniaの六つの中国人の会館が作成した統計によれば、地図中の斜線で示した四邑の中にある台山県の出身者だけで、カリifornia在住全中国人の過半数に達していたのである。⁽¹⁰⁾

何故、中国人移民の出身地は、このように偏在していたのであるか。台山県が特に食料の自給率が低かつたという理由⁽¹¹⁾は、この地方が多くの移民を送り出したことの説明とはなつても、アメリカやオーストラリアへ行つた移民の多くが、台山県とその周辺部の出身者であったことの説明とはならない。同様に、中国における内戦や飢饉、移民受け入れ国の労働需要などの要因も、この問題の説明には、甚だ不十分である。

この移民出身地の偏在という問題に関しては、偶然的な要因が、中国人の移民の様式という要因と相俟つて、決定的な役割を果たしたように思われる。その要因とは、おそらく台山県とその周辺部の人々だけが、ゴールドラッシュの初期に、カリiforniaやオーストラリアに、ある程度の数の移民を送り出していたということである。この初期における少数の移民の存在が、これらの地方からの大量移民の起爆剤となつたと考えられる。

移民の初期の段階では、中国人移民の大部分は、アメリカやオーストラリアにおいて、同郷の仲間から様々な助力を受けていた。貧しい若者が、太平洋を越えて、言葉の通じない未知の国で生活するためには、同郷の者のこの助力が不可欠であった。仕事を見つけるにも、必要な住居や食べ物を手に入れるのにも、稼いだ金を故郷へ送金するにも、同じ地方出身者の協力がぜひとも必要であったのである。初期の段階におけるわずかな相違、少数の台山県周辺の出身者が金産地に存在したことが、このような中国人移民の様式と相俟つて、四邑やその周辺地域を、アメリカやオーストラリアへの中国人移民の中心地にした、最大の理由であった。⁽¹²⁾



大規模な移民が突然始まつた理由としては、台山県一帯に広がつた移民熱とともに言うべき集団心理も指摘しておかなければならぬ。台山県では、カリフオルニアで一旗揚げることに成功した者の帰国によつて、移民願望が多く若者の心をとらえることになつた。

また、この地方では、若い息子を海外に送り出すことは、従来から当然のこととみなされてゐたが、今やカリフオルニアやヴィクトリアに息子を持つ家族は、そのような息子を持たない家族から、羨望の目で見られるようになつたのである。⁽¹³⁾ この地方の若者は、機会さえあれば、いつでも海外へ行けるような状況にいたのであり、若者はそれを望んでいたのである。⁽¹⁴⁾

二 比較史的検討

— カリフォルニアとヴィクトリア —

この章では、カリフォルニアとヴィクトリアを比較することによって、中国人に対する両地域の対応の相違を明らかにし、人種主義的傾向の強さの程度を明確にしたい。

金鉱地帯へ流入してきた中国人は、ヴィクトリアにおいても、カリフォルニアにおいても歓迎されざる客であった。金鉱夫たちの一部は、中国人が流入してくると間もなく、金鉱地帯からの中国人の暴力的な排除を試みた。次に示す二つの史料は、両地域において、このような動きを制止しようとした人物の、金鉱夫を前にした時の発言である。

ヴィクトリアではマッケイという人物が、金鉱地帯の鉱夫の集会で、以下のように主張して、金鉱夫たちの暴力的な行動を抑制した。

「イギリス的伝統や名声と不可分な、自由という永遠の原理の実現を、あなた方は望まないのか。世界の人々の見るところ、イギリス国民だけが有する言論の自由と公的な自由の拡大を、あなた方は望まないのか。もしそれを望むならば、あなた方は、何もしない外国人を攻撃して、何故、これらの原理を踏みにじるような真似をするのか」⁽¹⁵⁾

他方、カリフォルニアでは、ディック・レイショーと呼ばれる人物が、「中国人は我々に何ら危害を加えることはない。彼らはここで働くために送られてきたのだ。さらに多くの中国人が来るだろう。もし彼らの労働が必要なら、我々は安い賃金で雇うことができるのだ。だから中国人をここに居させてやろう。ともかく、彼らはあの呪

表I カリフォルニアとヴィクトリアの比較

	Victoria	California
人口 (1860—61年)	538,628人	379,994人
中國人數 1858年	約40,000人	約25,000人
1861年	24,732人	34,935人
ゴールドラッシュの開始	1851年	1848年
中国人流入の始まり	1854年	1851年
中国人金鉱夫の全中國人數に占める割合	約85% (1858年)	約70% (1860年)
白人金鉱夫の総人口に占める割合	18.6% (1861年)	15.3% (1860年)

われたインディアンよりも少しはましだ」と主張して、中国人に罵声を浴びせかけ、いろいろな物を中国人めがけて投げつけていた、金鉱夫たちを宥めたのであつた。¹⁶⁾

この二つの史料は、両地域の金鉱夫の中国人に対する対応の相違を、鮮明に浮かび上がらせている。ヴィクトリアの史料では、すべての人類に与えられるべき権利＝自由を、中国人にも与えるべきであるという主張がなされており、少なくとも中国人流入の初期においては、中国人も他の民族と同じ権利を有するという考え方が、ヴィクトリアの金鉱地帯に存在していたということは明らかである。

これに対し、カリフォルニアの史料は、中国人との接触の当初から、白人鉱夫は、中国人を自分たちと同等の権利を有する者とは考えず、搾取すべき対象としてのみ、その存在を容認しようとしていたことを、明白に示している。またこの史料は、この時期には早くも、中国人がインディアンと同じカテゴリーに入れられて見られていた（同列に並べて論じられている）ことも示している。この事実は、オーストラリアではゴールドラッシュ期を通じて、アボリジニと中国人を並べて言及している史料が、ほとんど存在しないという

事実⁽¹⁷⁾と、極めて鮮やかなコントラストを成しているのである。カリフォルニアでは、中国人は接触の当初から、有色人種として黒人やインディアンと同じカテゴリーに入れられ、白人より劣つた存在として受け入れられたのである。

このような相違は、金鉱における中国人の労働状態の相違に、いつそう明確にあらわれている。カリフォルニアの金鉱においては、中国人鉱夫は、労働者として白人に雇傭されるか、高価格で白人から鉱区を買い取り、彼らの保護下で働くか、あるいは白人鉱夫が棄てた産金量の少ない地域で金を採取するかの、いずれかの道を選択しなければならなかつた。一方、ヴィクトリアにおいては、中国人が白人と肩を並べて、同じ金鉱で働くことは珍しいことではなく、中国人自身が産金量の多い金鉱を発見し、白人鉱夫よりもはるかに多量の金を採取していた例さえ知られている⁽¹⁸⁾。カリフォルニアでは、このような事は起つてはなかつた。というのは、カリフォルニアの白人鉱夫は、自分たちの都合のいいように鉱区の設定を行い、産金量の多い金鉱を中国人が占有していた場合には、実力でそれを奪い取つたからである⁽¹⁹⁾。

中国人に対する言葉の上での偏見が、暴力に転化する度合においても、カリフォルニアはヴィクトリアをはるかに凌駕している。カリフォルニアでは、一八五二年四月から五月に開かれた一五の反中国人集会の中で、一〇の反中国人集会が、中国人の暴力的な排除を伴うものであつた（これに加えてさらに一〇件の暴力的排除がレポートされている⁽²⁰⁾）。一方、ヴィクトリアでは、一八五七年六月から一月にかけて開催された一の反中国人集会の中で、中国人の暴力的排除につながつたのは、たつた一件にすぎなかつたのである⁽²¹⁾。さらに、中国人の本格的流入の開始から、中国人の暴力的な排除が起つるまでの期間においても、兩者の間には大きな差異が存在している。カリフォ

ルニアでは、期間が一年未満と非常に短いのに對し、ヴィクトリアでは、三年以上経過してはじめて、中国人の暴力的な排除が行なわれたのである。

また、異人種間の婚姻に關しても、カリフォルニアはより厳格であつた。ヴィクトリアではゴールドラッシュ期の五年間に、約五〇組の中国人と白人の結婚が行なわれたが、サンフランシスコでは、ゴールドラッシュ期から一八七六年までの間に、六例のヨーロッパ系の中国人妻が知られているだけである。しかも、彼女たちが結婚した場所は、すべてカリフォルニア州外であつた。⁽²²⁾

一八五〇年代末になると、カリフォルニアの町では、中国人街は、不潔・非衛生的とみなされ、その淨化のためと稱して、消防のホースが中国人街やそこの住民に對して向けられた。しかもひどい場合には、中国人は強制退去を命じられることさえあつたのである。⁽²³⁾

カリフォルニアの鉱夫や民衆の、このような中国人に對する人種偏見や暴力を助長したのは、カリフォルニアの人種差別的な行政・裁判制度であつた。この点においても、ヴィクトリアとカリフォルニアは、極めて対照的な面を有している。

ヴィクトリアでは、金鉱から中国人を暴力的に排除しようとした白人鉱夫に對し、金鉱の町カツスルマインの裁判所は、「すべての人間がここでは平等である。人々は平等な資格で、世界のあらゆる地域からヴィクトリアに来るのである。あなた方には、いかなる人間をも暴力的に排除する権利はない」と、明確に述べたのであつた。⁽²⁴⁾他方、カリフォルニアでは、白人鉱夫は、しばしば中国人の占有している鉱区を力ずくで奪い取つたが、政府がこれに介入するようなことはなく、中国人が白人をたとえ訴えたとしても、彼らには法廷で証言する権利さえ、与えられて

いなかつたのである。⁽²⁵⁾

中国人が白人との裁判で証言できないという状況は、中国人の生活に大きな影響を与えることになつた。中国人の会館が所有していたリストによると、八二件の中国人の殺害事件の中で、犯人が逮捕され、処罰されたのはたつた二件にすぎなかつた。⁽²⁶⁾ 中国人をたとえ殺したとしても、白人が罰せられる可能性はほとんどなかつたのである。ましてや、中国人に対する強盗や暴行が処罰される可能性は皆無に等しく、中国人に対する強盗・傷害事件は、ニュースとしての価値がなくなるほど頻発した。

これに対するヴィクトリアでは、地域によって差はあるものの、一般的に言えば、中国人は法の保護下にあつた。中国人は、法廷で証言することを認められており、⁽²⁷⁾ 彼らは自分の権利を守るために、時には白人を相手に裁判を起訴することもあつたのである。⁽²⁸⁾ 中国人に対する犯罪にも、しばしば重い刑罰が科せられた。治安判事の前で行なわれる略式裁判では、とりわけ起訴率が高く、四〇ドルの泥棒で五年の懲役を科せられた例さえ知られている。陪審の前で行なわれた裁判では、有罪となる率は低下するが、それでも知られている三〇例中八つのケースでは、懲役六ヶ月から二年の判決が出されている。⁽²⁹⁾ また、バックランド金鉱における、中国人の暴力的な排除という集団的な犯罪においても、四人が懲役九ヶ月の刑を言いわたされているのである。⁽³⁰⁾ ヴィクトリアでは、法による保護が中国人に対する犯罪に、強力な抑止力を働かせていたのであつた。

カリフォルニア州政府は、単に中国人を法の保護の外に置いただけではなく、中国人の搾取及び虐待に積極的に加担した。一八五二年には、カリフォルニア議会は、一ヶ月三ドルの税を外国人金鉱夫に課し（中国人がその九八%を負担）、外国人の入国者から、五ドルの入国税をとることを決定した。そしてこの金鉱夫に対する課税は、間も

なく一ヶ月四ドルに値上げされ、一八五五年には六ドルに再び値上げされたのである。⁽³¹⁾

中国人からの税の徴収は、一〇一一〇パーセントの歩合制で、税徴収官 (tax collector) に委託された。また彼らには、税を支払わない中国人の財産を押収し、一時間以内に売却する権利が与えられており、税徴収官は、この特権を利用して、野蛮かつ暴力的に税の徴収を行い、自分たちの収入を増加させたのである。白人金鉱夫が、中国人に対する暴行を正当化するために、「中国人を鞭打ち、なぐり倒し、虐待することが認められている」中国人税徴収官の例を引き合いに出すほどに、彼らの中国人の取り扱いは苛酷をきわめた。⁽³²⁾ このようにして中国人から得られた収入は、一八五四年から七〇年の、州の歳入の四分の一に達したのである。⁽³³⁾

ヴィクトリアでも、一八五五年以後、一部の金鉱において中国人保護区が設定され、中国人は白人鉱夫と分離されて、中国人保護官 (Chinese protector) の管理下に置かれることになった。しかし、この措置に対しても、事前に中国人のリーダーの同意が取りつけられており、中国人と直接接触する下級役人には、中国人の指導者が雇用されていた。中国人は金鉱における活動を制限されることになったが、中国人保護官による保護と、安定した経済的基盤を獲得したのである。⁽³⁴⁾

反中国人運動が活発化した一八五八年には、ヴィクトリアにおいても、鉱夫のライセンス料を含む、年間八ドルの中国人に対する課税が行なわれることになったが、中国人はこの課税に対し組織的な抵抗を試みた。彼らは、ヨーロッパ系金鉱夫と全く同様に、集会を開き、議会に請願を行い、税の支払い拒否者を逮捕した警察には、武力をもつて対抗し、逮捕された中国人を解放したのである。さらに中国人は、税の徴収に抵抗するために、ヨーロッパ人との取引の中断という手段にも訴えたのである。⁽³⁵⁾ そのうえ、この税自体も、一八六一年には廃止されることにな

つた。

カリiforniaでは、中国人のこのような抵抗は考え難い事であった。彼らは、法的に無権利状態に置かれ、しかも政府により搾取されて、抵抗できない境遇に追いこまれていたのである。以上のことから明らかなように、カリiforniaはVictoriaと比較して、より人種差別的であった。中国人を歓迎する断片的なカリiforniaの史料の裏側には、中国人差別の体制と、中国人に対する人種偏見・排斥・暴動が存在していたのである。

最後に、カリiforniaとVictoriaの比較をもとにして、中国人問題に関するアメリカ史の通説を再検討することと、この章を締めくくりたいと思う。

アメリカにおける、中国人に対する敵意や人種偏見の生成に関しては、メリ・クーリッジによつて提出されたテーマが、長い間、一般に受け入れられてきた。クーリッジは、中国人が最初に流入してきた時の友好的雰囲気は、一八七〇年代に入つて激しい敵意に一変したと主張した。しかも、労働問題をめぐる反中国人運動の中で、アイルランド系移民の果たした役割を決定的なものであるとみなしたのである。⁽³⁶⁾

日本においても、これとほぼ同じ考え方が支配的であると言えよう。最近出版された『エスニック・アメリカ』も、中国人排斥の始まりを、一八七〇年代に置き、中国人移民排斥の原因としては、その人數の急増、中国人労働者に対する他の労働者の不安や不満、一八七〇年代の不況などをあげている。⁽³⁷⁾

このようなアメリカ史の通説に従えば、中国人に対する敵意や排斥などは、一八七〇年代に始まり、その原因は、不況期に低賃金の中国人労働者が、白人労働者（アイルランド系を中心とする）と経済的な競争関係に入つたことにあるとされてきた。しかし、このような見解は、今や大幅に修正されなければならない。⁽³⁸⁾

白人の中国人に対する人種偏見は、すでに見てきたように、一八五〇年代には定着していた。また、反中国人暴動も多数発生し、中国人に対する暴行は無数に存在した。しかも、中国人に対する法的差別（市民権を獲得する権利の剥奪・法廷で証言する権利の剥奪など）も、中国人の七〇パーセント以上が金鉱夫として働いていた、⁽³⁹⁾ゴールドラッシュ期には、早くも確立していたのである。さらに、税制の面でも中国人は差別され、搾取されており、カリフォルニア州で最も貧しいクラスに属し、総人口の一〇パーセントに満たない中国人の支払う税金は、州歳入の四分の一を占めていたのである。

しかしながら、通説にも完全に否定し去ることのできない側面が存在している。一八八一年の中国人移民制限法や、これに続く一連のアジア系移民制限法の制定の推進力となつたのは、まぎれもなく中国人労働に脅威を感じた白人労働者である。このような事実は、何を意味するのであろうか。

一八五〇年代から六〇年代にかけて存在した、中国人に対する人種主義的な意識及び人種主義的な制度は、中国人的搾取（Exploitation）をその基本として成立していた。しかし、中国人が都市へ流入した結果、自由な労働市場を基本とする社会では、搾取を基本とする人種主義体制の維持が不可能となり、一八七〇年代には、排除（Exclusion）を中心とする人種主義的体制へと移行したのである。このような移行の推進力となつたのが、アイルランド系を中心とする白人労働者であった。また、中国人が流入してきた当初の友好的雰囲気、中国人移民を歓迎する断片的な史料⁽⁴⁰⁾などは、中国人に対する搾取を基本とする人種主義的体制の、一側面として理解すべきであり、これは決して中国人に対する敵意がなかつたとか、人種差別が少なかつたなどということを示すものではないのである。

むすび

最後に、カリiforniaとヴィクトリアの中国人に対する人種主義的傾向に、なぜ大きな差異が生じたのかという問題に関して若干の検討を加え、同時に、中国人移民に対する差別の原因に関するもの、不完全ではあるが、何らかの解答を与えておきたい。

両地域の中国人への対応に差異の生じた原因として、ヨーロッパの人種主義思想の影響というような、一般的な要因をあげることは不可能である。また、両地域ともアングロ＝サクソン的な文化を背景として有し、宗教的にも類似しているので、ラテン文化とゲルマン文化、あるいはカトリックとプロテスチントの相違に、有色人種に対する対応の仕方の相違を求めるような方法は、ここでは通用しない。その上、表Iから明らかのように、両地域の人口規模や、流入してきた中国人の総数はほぼ等しく、流入してきた中国人の出身地に関するもの、すでに第一章で見たことから明白なように、両者の間に大差はなかったのである。しかも、ゴールドラッシュ開始から、中国人の本格的流入が始まるまでの期間や、中国人流入のペースまでも類似している。以上のことから勘案すると、中国人及び中国人の流入の仕方に、ホスト国との対応の相違の原因を求めるることは不可能である。

カリiforniaでは一八四八年、ヴィクトリアでは一八五一年に、ゴールドラッシュが始まり、両地域の一八五〇年代の経済は、金産業に大きく依存していた。このような経済状態において、両地域の中国人の大部分が、金鉱夫として働いていたという状況もまた酷似していた。カリiforniaの都市白人労働者の中国人に対する反発を、両地域の相違の生じた理由として持ち出すことも不可能に近い。というのは、カリiforniaでは、当時、九〇パ

一セント以上の中国人が、地方に住んでいたからである。⁽⁴¹⁾ このような社会経済的要因も、両地域の差異の直接的な原因とはならないのである。

それでは、両地域の差異をもたらした原因はどこに求めればよいのだろうか。第一に、最も重要な要因として、中国人が流入してくる以前に、アメリカでは、すでに人種主義が確立していたことが指摘できるだろう。一八五〇年のカリフォルニア憲法は、「黒人・ムラート及びインディアン」は、白人を含む裁判では証言できないことを規定しており、しかも自由白人にだけ、市民権獲得の権利が与えられていた。中国人が移民してきた時には、カリフォルニアでは、二元的人種主義（白人と非白人の）が法的制度としてすでに確立していたのである。一八五四年には、カリフォルニア高裁が、「中国人は、自然が劣等であると明示した人種、ある一定の段階を越えて、進歩も知的な発展もできない人種に属しており……彼らと我々の間には、自然によつて越えがたい区別が設けられている。」憲法の「黒人・ムラート及びインディアン」という条文は、「最も包括的な用語であつて、有色のあらゆる人々をそこに含むものである」という判決を下した。これによつて、中国人は、すでに確立していた法的差別の体制へ組み込まれることになつたのである。⁽⁴²⁾

このような法的差別は、決して単独で存在したのではなく、その背景には、中国人に対する社会的な差別が存在していたのである。いやむしろ、このカリフォルニア高裁の判決は、中国人を二元的な人種差別体制に組み込んだ社会の動向に、事後承認を与えたものだと言えるであろう。

ところで、カリフォルニアにおいてのみ、二元的な人種主義体制が確立していたのは何故なのだろうか。その原因は、合衆国南部における奴隸制の存在と、強力な原住民インディアンの存在に求めることができるだろう。この

両者はいづれもヴィクトリアには存在しなかつたものである。奴隸制あるいはそれに類する有色人種搾取の制度は、当時のオーストラリアには存在せず、しかも、ヴィクトリアの原住民は、白人入植者の脅威となることは全くなかった。これに対し、カリフォルニアでは、州人口の三分の一を占めていた南部出身者が、奴隸制のもとで養つた人種偏見を、南部からそのまま持ち込んだのである。また州北部におけるインディアンとの流血の闘争は、有色人種に対する敵意を高め、有色人種の人命を軽視する心性を生んだのであつた。⁽⁴³⁾

カリフォルニアとヴィクトリアの相違を生んだもう一つの理由としては、ヴィクトリアがイギリスの文化的な帝国主義の影響下にあつたことが指摘できるだろう。当時のヴィクトリアでは、指導的な階層に属する人間の大部分は、⁽⁴⁴⁾ 脅權国家イギリスからの移住者であり、イギリス的自由を名目とする世界支配の理念の信奉者であつた。専門職に従事する人々・商人・プランター・スクオツター（大牧羊業者）などは、中国人移民の排除を、イギリス的自由の侵害であるとみなして、できる限り抑制しようと努めたのであつた。また、裁判制度や行政制度を実際に運営していた官吏や治安判事の多くも、イギリス本国の影響を強く受けており、本国の法や慣習を、中国人移民に対しても同じように適用しようとしたのである。

一八五五年には、中国人問題に関するパブリック・ミーティングが、メルボルンで開かれたが、ここでは、中国人移民排除は、イギリス的自由や文明に矛盾するとして、多くの発言者の強い批判を受けた。たとえば、「中国人にも、我々イギリス人と同じように、この地にいる権利があると、我々は感じるべきである」（Belling）という主張や、「この植民地から中国人を排除しようとするいかなる試みも、文明の発達を阻害する……文明の利益のために、いかなる国家も世界の他の地域から、孤立する権利はない」という主張が正しいとすれば、我々には中国人の入国を

阻止する権利はない。」(Ogier)、「中国人に反対する議論の中心は、古い重商主義者の議論である」(Wood)などと、いう主張が行なわれ、中国人移民制限を唱える人々に、厳しい批判が浴びせられたのである。このパブリック・ミーティングでは、議長を含む一二人の発言者の中で、九人が中国人の擁護に努め、四人が中国人を激しく非難した。また、中国人を弁護した九人の中の少なくとも六人は、専門職に従事している人々であった。⁽⁴⁵⁾

専門職に従事している人々は、イギリスの文化的帝国主義の影響下にあって、帝国の経済的利益を間接的に代表する人々であつた。彼らは、中国人排除を要求する大衆の動きを、イギリス的自由の理念に反するものとして、抑制しようとしたのである。これこそ、ヴィクトリアにおいて、人種主義的傾向がカリフォルニアよりも弱かつた主要な原因の一つである。

世界システムの中核にあり、しかも、その中でヘゲモニーを有していたイギリスの、文化的帝国主義の影響下にあつたヴィクトリアでは、イギリス的自由の理念が、人種主義を抑制する方向に働いたのであつた。⁽⁴⁶⁾一方カリフォルニアは、世界システムの中で辺境化していた南部の、二元的人種主義体制の強い影響を受けるとともに、イギリスのヘゲモニーに対抗する必要のあつた合衆国北部の、保護主義的・排他的な思想の影響をも、被らざるをえなかつたために、⁽⁴⁷⁾ヴィクトリアよりも強い人種主義的傾向を有するようになつたのである。

注

(1) 『社会経済史学』第五〇回大会特集号の「世界資本主義とアジアの移民」において、角山栄氏は、この問題を概観しており、研究史についてはそれを参照されたい。

(2) アメリカに関しては、M.R. Coolidge, *Chinese Immigration, 1909* 及び S.C. Miller, *The Unwelcome Immigrant: The American Image of the Chinese, 1785-1882, 1962*が代表的な著書であり、オーストリアに関しては、M. Willard, *History of the*

White Australia Policy, 1923 及び A. Markus, *Fear and Hated*, 1979 を参照。

(3) See H. McQueen, *A New Britannia*, 1970, p. 48.

(4) See R. E. Wynne, *Reaction to the Chinese in the Pacific Northwest and British Columbia: 1850 to 1910*, 1978, p. 5.

(5) ジ・ハーバーー、『鉄籠の暴虐』長坂寿久・小林宏詔(チャイム出版舎)一九八〇年、一四六一七一頁参照。

(6) G. Serle, *The Golden Age*, rept. 1977, p. 383.

(7) ジ・ハーバーー、前掲書、一六六一七〇頁参照。

(8) C. A. Price, *The Great White Walls are Built*, 1979, p. 61 and p. 68.

(9) K. Y. Zo, *Chinese Emigration into the United States 1850-1880*, 1978, pp. 115-6.

(10) *Ibid.*, p. 56. ネーベルハコトニハシテム、同様のいとが體べる(C. A. Price, *op. cit.*, p. 53)。

(11) K. Y. Zo, *op. cit.*, p. 64.

(12) *Ibid.*, p. 66. カリフォルニアに住中国人が、最初に形成した公的な組織は、一八五一年に結成された、台山県及びその周辺の五縣の出身者のための会館であった(*Ibid.*, p. 133, see also pp. 131-9)。

(13) *Ibid.*, pp. 83-4.

(14) オーストラリアやカリフォルニアに移住した中国人を、ヨーロッパの熱帯地方の植民地へ送られたクーリーと同一視する傾向が根強く残つてゐるが(須山卓「華僑経済史」(近藤出版社)、一九七一年、一四四一五頁)、このような把握の仕方は誤りである。カリフォルニアやヴィクトリアへ行つた中国人は、自由意志で移民する」としたのであり、また、強制労働を維持するための政治的制度の存在しなかつたこれらの地域では、中国人クーリーの制度を維持するとは不可能であった。

(15) *The Argus*, July 15, 1854. (トーガス紙は、メルボルン発行の、保守的なエスタブリッシュメントを読者層に持つ新聞) R. H. Conwell, *Why and How* 1871, p. 125. cited in R. E. Wynne, *op. cit.*, pp. 3-4.

(16) 私がこれまでに読んだオーストラリアの史料の中では、中国人を弁護するため、アボリジニに言及した史料が一、二存在するのみで、人種偏見から中国人とアボリジニを列挙して言及した史料は、五〇年代に関する限りは皆無である。

(17) A. Markus, *op. cit.*, p. 5 and p. 19.

(18) R. E. Wynne, *op. cit.*, p. 5; C. A. Price, *op. cit.*, p. 62.

(19) A. Markus, *op. cit.*, p. 4.

- (21) *The Age*, June 27, 1857; *The Argus*, July 13, 1857; *The Argus*, July 17, 1857; *The Age*, July 21, 1857; *The Age*, July 31, 1857; *The Argus*, Aug. 1, 1857; *The Age*, Aug. 1, 1857; *The Age*, Aug. 18, 1857; *The Age*, Sept. 21, 1857; *The Age*, Nov. 7, 1857. (「ハベハ紙セ、メハ米ニハ發行の新聞で、アガハ紙ニ対抗シテ、進歩的な論調セニシテ」)
- (22) G. Serle, *op. cit.*, p. 328; A. Markus, *op. cit.*, p. 18.
- (23) *Ibid.*, p. 9.
- (24) *The Argus*, May 29, 1854.
- (25) C.A. Price, *op. cit.*, p. 63; A. Markus, *op. cit.*, p. 6.
- (26) *Ibid.*, p. 7.
- (27) G. Serle, *op. cit.*, p. 324.
- (28) *The Argus*, May 29, 1854.
- (29) A. Markus, *op. cit.*, pp. 15-6.
- (30) G. Serle, *op. cit.*, p. 326.
- (31) C.A. Price, *op. cit.*, pp. 62-4; R.E. Wynne, *op. cit.*, p. 10. (中國人の流出による税の減収を恐れた地方からの陳情や、貿易税の出入口の結果、一八五六年にさしては國ニシテハ出でた)。
- (32) A. Markus, *op. cit.*, p. 8 and p. 12.
- (33) M.R. Coolidge, *op. cit.*, pp. 34-7; W. Bean, *California: An Interpretive History*, 1968, p. 165.
- (34) G. Serle, *op. cit.*, p. 324.
- (35) *Ibid.*, pp. 350-1.
- (36) W.F. Wu, *The Yellow Peril*, 1982, pp. 5-6.
- (37) 明石錦旗・飯野正子・田中真砂子『ハベハ紙セ・アガハ紙』(有斐閣選書)、一九八四年、111頁。
- (38) See S. Chan, "Chinese Livelihood in Rural California: The Impact of Economic Change, 1860-1880," *Pacific Historical Review*, Vol. L III (1984), pp. 273-4.
- (39) *Ibid.*, p. 280.

See K.Y.Zo, *op. cit.*, p.117.

(41) (40)
S.Chan, *op. cit.*, p.299.

(42) (41)
A.Markus, *op. cit.*, p.242 ; C.A.Price, *op. cit.*, p.63.

(43) (42)
被征服民、メキシコ人に対する人種偏見も、一々の要因として指摘でもよい。

(44) (43)
工業・商業・金融などにおける霸權。

(45) (44)
The Age, April 17, 1855 ; *The Argus*, April 17, 1855. 非難した者は、メルボルン市長、前ゴーラード・コマッハ、ナードー、水

夫、元東印度会社の役員の四人である。

(46) (45)
スクオッター、プランターや商人などの力が、中産階級や労働者階級と較べて、かなり強力であつた場合には、イギリス的自由の理念が、スクオッターなどによる搾取を基本とする二元的人種主義体制創設の口実とされ、逆に人種主義的体制の設立に貢献する場合もある。ヴィクトリアでは、ゴールドラッシュによって、スクオッターの勢力が非常に弱体化していたために、このような可能性はなかった。その結果、スクオッターや商人、これと協力する専門職の人々などの唱える自由の理念、とりわけ後者のイギリス的自由を擁護しようとする努力は、排除の人種主義やそれと結合した中国人差別を、抑制する方向に働いたのである。

(47) (46)
具体的には、北部のノーザッシング運動の影響が指摘である。

(大学院後期課程学生)